

第3次長野県特別支援教育推進計画 素案

令和4年10月

長野県教育委員会

基本方向案

我が国は、平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「共生社会」の実現に向けて大きく動き出しています。

本県においても、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（令和4年4月）が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、長野県全体で共生社会づくりの実現に向けた取組を進めております。

教育の分野においても、「第2次長野県特別支援教育推進計画」（平成31年3月策定）に基づき、障がいのある子が、自立と社会参加に向けできる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすこととともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者をつながる力」「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育むことを目指し、「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し共に学び合うインクルーシブな教育」を基本方向とし、特別支援教育を推進してきました。

このことは引き続き目指すべき重要な方向性であり、本推進計画においても目指すべき基本方向として継続していきます。

今、子どもたちをとりまく社会情勢は急速に変化し、予測困難な時代となっており、このような時代を生き抜くためには、自ら課題を発見し、判断していく能力（探究の学び）を子どもたちが身につけていく必要があります。

学校においては、多様な子どもたちがその子なりの力を最大限に発揮するために、ICT等を活用した「個別最適な学び」の充実を図るとともに、多様な他者と互いに認め合いながら「協働的な学び」を充実することが求められています。また、これまで以上に、外部の様々な人材・資源を活用しながら、多様な専門性や支援機能を発揮することも求められています。

そして、子どもたちが、今と将来にわたって社会の中で人々と共に生きていくために、より多くの人々とつながり、卒業後の生活の中で活かせる教育活動の更なる充実を図っていくことと同時に、社会全体の「障がいの社会モデル」の受け止めが広がっていくことの重要性がますます高まっています。

このような、学校や社会に求められているニーズも踏まえ、第2次計画の基本方向「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」を引き継ぎながら、すべての子どもたちにとっても社会にとっても「well-being」（一人一人の多様な幸せを実感）につながる教育を目指します。

「well-being」：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念

第3次長野県特別支援教育推進計画概要

基本方向：すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育

I 特別支援教育における 小・中学校における	1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり	(1)多様な児童生徒が力を発揮できるための通常の学級の充実 (2)発達障がいのある児童生徒等に対する支援の充実 (3)交流及び共同学習の推進
	2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備	(1)通級指導教室の充実 (2)特別支援学級の充実 (3)入院児童生徒等への教育保障体制の充実
	3 学校全体がチームで支援していくための体制づくり	(1)校内教育支援委員会の機能向上 (2)特別支援教育支援員の効果的活用支援 (2)地域における学校と関係機関との連携促進
II 特別支援教育における 高等学校における	1 特別支援教育に係る支援力の向上	(1)すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上 (2)支援を必要とする生徒への合理的配慮の提供 (3)特別支援教育に関する「学校解決力」の向上
	2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備	(1)支援を必要とする生徒の中学校からの支援情報の確実な引き継ぎと支援の継続 (2)通級による指導の着実な展開 (3)特別支援学校分教室との連携強化
	3 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化	(1)卒業後の自立に向けた、在学中からの地域の相談支援機関との連携 (2)地域の相談支援機関との連携
III 特別支援学校における 教育の充実	1 特別支援学校の教育環境の改善	(1)「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等 (2)「中長期修繕・改修計画」等に基づく応急的な視点に立った修繕・改修 (3)地域と共生する学校の実現のための整備 (4)新たな感染症への対応 (5)質の高い授業を実現するための学校における働き方改革の推進
	2 多様な教育的ニーズに対応する専門性の更なる強化	(1)自立活動等の更なる充実と専門性の向上 (2)外部人材の配置・活用
	3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実	(1)地域と連携したキャリア教育の充実 (2)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実 (3)交流及び共同学習の推進 (4)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実
	4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実	(1)小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるためのセンター的機能 (2)早期支援の充実（視覚障がい・聴覚障がいを中心に）
IV 共生社会づくりに向けた地域 における連携や教育支援の充実	1 地域連携による支援の充実	(1)医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化 (2)ライフステージ間の接続に当たっての確実な情報移行 (3)地域連携を通じた生涯にわたる学びの支援
	2 就学相談・教育支援の機能強化支援	(1)教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組 (2)柔軟な学びの場の見直しの促進
	3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進	(1)共生社会に向けた理解啓発活動の充実 (2)地域とのつながりの中で障がいのあるなにかかわらず、「共に育つ」機会の促進 (3)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

I 小・中学校における特別支援教育の充実

1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり

目指す姿

すべての学級において、必要な時に必要な支援が受けられ、多様な子ども達が互いに認め合い、持てる力を最大限発揮している。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 発達障がいのある児童生徒が増加しており、通常の学級の担任を含めたすべての教員に特別支援教育に係る支援力(授業のユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくり)が必要。(1)(2)
- ・ 通常の学級において十分なアセスメントが行われず適切な支援を受けられない児童生徒がいるため、適切なアセスメントによる早期発見・早期支援ができる仕組みづくりが必要。(1)(2)
- ・ 共生社会の実現のため、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に教育を受けられる環境の整備や交流及び共同学習等の充実が必要。(3)

取組の方向性

(1) 多様な児童生徒が力を発揮できるための通常の学級の充実

- ・ 多様な認知等の特性に応じた個別最適な学びを実現するため、通常の学級担任が個々の特性を簡便に把握できるアセスメントの方法と、アセスメントを活用した支援の提案方法について研究・発信します。【学びの改革支援課、特別支援教育課】
- ・ 通級による指導で身につけた力を通常の学級で生かすため、通級指導教室と通常の学級との連携に係るモデル研究を実施し発信します。【特別支援教育課】
- ・ 多様な児童生徒が互いに認め合い、すべての児童生徒がわかる・できる授業づくりをすべての教員が実践するため、共通基盤となる「信州型ユニバーサルデザイン」※1による授業実践や学校における合理的配慮の提供について、引き続き各種研修や教育事務所指導主事の学校訪問時に周知していきます。【学びの改革支援課、特別支援教育課】

(2) 発達障がいのある児童生徒等に対する支援の充実

- ・ 長野県ICT教育推進センターインクルーシブ教育部門において、児童生徒が個々の力を伸ばし、自分らしく学び・生活できるためのICTを活用した効果的な学習支援のあり方について研究し発信します。【特別支援教育課】
- ・ 教職員の発達障がいに係る理解促進と支援力向上のため、大学、医療、福祉等関係機関と連携・協力した発達障がい等のある児童生徒への支援に係る研修を実施します。また、「長野県発達障がい者支援対策協議会」監修のLDのある子どもへの支援例が掲載されたリーフレットや動画等を各学校に継続的に周知し活用を促進します。【特別支援教育課、次世代サポート課】

※1 すべての子どもがわかる・できるための授業づくりや環境づくりのための共通基盤となる内容。

- ・ 視覚障がいや聴覚障がい、病弱、肢体不自由のある児童生徒、医療的ケア児、行動面での困難さのある児童生徒等への支援をサポートするため、特別支援学校同士の連携によるセンター的機能を活用した相談支援を充実します。【特別支援教育課】

(3) 交流及び共同学習の推進

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒の通常の学級における「交流及び共同学習」の適切な推進のため、特別支援学級新任担当者会等各種研修会等において、通常の学級における合理的配慮の提供や特別支援教育支援員の役割等「交流及び共同学習」の基本的な考え方等を周知するとともに、好事例を発信します。【特別支援教育課】
- ・ 小・中学校と特別支援学校の児童生徒の双方にとって有意義な「交流及び共同学習」が円滑に実施できるようにするため、副学籍コーディネーター等により副次的な学籍制度※1の更なる周知と好事例を発信します。【特別支援教育課】
- ・ 障がいのあるなしにかかわらず自然を活用した学習を推進するため、信州ユニバーサルツーリズム※2の体験機会を提供し推進します。【観光誘客課、特別支援教育課】

2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備

目指す姿

連続性のある多様な学びの場が整備され、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育課程が編成され、専門性の高い支援が受けられている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 全国と比べ、特別支援学級の在籍率が高く、学年を追うごとに在籍率が増加傾向にある。通常の学級での学習や生活において更にきめ細やかな個別指導が必要になった際、通常の学級に在籍しながら適切な支援を受けられる、通級による指導の体制の拡充が必要。(1)
- ・ 特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒は増加傾向にあり、個々の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育の提供が求められている。(1)(2)
- ・ 特別支援学級での指導で力をつけた児童生徒が、必要に応じ特別支援学級を退級して通常の学級に学びの場を移せるよう、個に応じた支援や環境の整備が必要。(1)(2)
- ・ 長期にわたる入院や自宅療養が必要な児童生徒に対し、「長期入院児童生徒訪問支援事業」を活用し学習支援を行っているが、更なる事業の周知や支援の充実が必要。(3)

※1 特別支援学校に在籍する児童生徒と、居住地の小・中学校の児童生徒の交流及び共同学習の充実を図るために、居住地の小・中学校に副次的な学籍を置く仕組み。副次的であっても、居住地の小・中学校にも「籍」を位置付けることにより、同じ地域の仲間としての意識を高め、交流を継続的に進めるための仕組み。

※2 自然豊かな長野県のフィールド(山岳高原観光地)を、年齢や障がいの有無等に関わらず、だれでも安心して楽しめるよう産学官が連携して環境を整備していること。

(1) 通級指導教室の充実

- ・ 通級による指導が必要なすべての児童生徒が通級指導教室を利用できるために、通級指導教室の適切な配置やサテライト教室※1の設置を推進します。【特別支援教育課、義務教育課】
- ・ 通級指導教室の円滑な運営のため、市町村や地域ごとに実施される「通級指導教室連絡会」へ情報提供等の協力をします。【特別支援教育課】
- ・ 市町村や学校をこえて通級指導教室を円滑に運営するため、通級指導教室を設置する市町村教育委員会や設置校校長や担当者が集う「通級指導教室関係者会」を開催し、通級指導教室やサテライト教室の運営の仕方について協議等するとともに、好事例について発信します。【特別支援教育課・義務教育課】
- ・ 通級指導教室における「自立活動」※2の指導力等の向上のため、通級指導教室担当教員のスキルアップ研修や通級指導教室担当教員の養成研修を実施します。【特別支援教育課】
- ・ 特別支援学級で身につけた力を生かし、通級による指導を受けながら通常の学級に学びの場を移して学ぶことができるように、特別支援学級と通級指導教室の運用に係る研究を実施します。【特別支援教育課】
- ・ 通級による指導で身につけた力を通常の学級で生かすため、通級指導教室と通常の学級との連携に係るモデル研究を実施し発信します。【特別支援教育課】〈再掲〉

(2) 特別支援学級の充実

- ・ 特別支援学級における「自立活動」の指導力向上のため、特別支援学校自立活動担当教員等による巡回相談指導を実施します。【特別支援教育課】
- ・ 特別支援学級における専門性向上のため、特別支援学級新任担当者向けの学級運営等に係る研修や国や県の動向を伝える研修等の実施、教育事務所の指導主事の訪問による具体的な指導の充実を図ります。【特別支援教育課、学びの改革支援課】

(3) 入院児童生徒等への教育保障体制の充実

- ・ 入院時の学習支援や復学に向けた相談支援の充実のために、「長期入院児童生徒訪問支援事業」の周知・活用の促進と、小中学校の院内学級や病弱特別支援学校との連携による研修や情報交換を行います。【義務教育課、特別支援教育課】

※1 通級による指導において、児童生徒が設置校に通うのではなく、担当教員が在籍校に行き指導する巡回指導の形態。学校の児童生徒だけでなく、近隣の学校からも児童生徒が通ってきて指導を受ける形態。

※2 特別支援学校学習指導要領に示されている領域の一つで、障がいによる困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能等を養う領域。

3 学校全体がチームで支援していくための体制づくり

目指す姿

医療や福祉等外部機関とのネットワークが構築され、学校長や特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体がチームで支援し、適切な支援が受けられている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 校内教育支援委員会により、支援策や学びの場の見直し等が検討されているが、学校全体がチームで支援していくために、学校長のリーダーシップのもと、学校解決力を高める更なる校内体制の充実が必要。(1)
- ・ 特別支援教育コーディネーターは担任等を兼務している場合が多く、校内支援委員会の運営や関係機関との調整等多忙であるため、効果的に職務を進めるための手だてが必要。(1)
- ・ 多様な児童生徒の学びを支援するため、市町村ごと配置が拡大している特別支援教育支援員を効果的に校内体制に位置付け活かすことが必要。(2)(3)
- ・ 小・中学校で学ぶ発達障がいのある児童生徒や医療的ケア児が増加する中、地域の教育、保育、医療、福祉機関等が多角的に連携した支援体制の構築が必要。(3)

取組の方向性

(1) 校内教育支援委員会の機能向上

- ・ すべての教員が、連続する多様な「学びの場」における学びの場の検討手順や、教育課程編成のあり方を理解するため、引き続き、適切な学びの場の検討手順や校内支援体制についてまとめた『『適切な学びの場』ガイドライン』(R2 長野県教育委員会)の周知と校内検討における活用を促進します。

【特別支援教育課】

- ・ 校長のリーダーシップのもと校内体制整備を推進するため、管理職向けの特別支援教育の推進に係る研修を実施します。【義務教育課、特別支援教育課】
- ・ 特別支援教育コーディネーターの専門性向上のため、各特別支援教育コーディネーターの経験年数やニーズに応じた段階的な研修「特別支援教育コーディネーター養成研修(初級編)(中級編)」を実施します。【特別支援教育課】
- ・ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のため、複数指名による業務の分担など、業務負担の軽減に係る好事例を発信します。【特別支援教育課】

(2) 特別支援教育支援員の効果的活用支援

- ・ 特別支援教育支援員を校内体制に位置付け、学級担任等との連携を促進するため、特別支援教育推進員による市町村訪問支援や、管理職や特別支援教育コーディネーター等の研修において、リーフレット等を活用し、特別支援教育支援員を効果的に活かす校内の連携体制や市町村の取組について発信します。【特別支援教育課】

(3) 地域における学校と関係機関との連携促進

- ・ 特別支援教育コーディネーター地区代表者や郡市校長会代表者等が参集する「特別支援教育地区

代表者会」及び県自立支援協議会において、地域連携の好事例の発信や地域の課題解決に向けた協議を行うことを通して、保育・医療・福祉・行政等地域の関係者との連携を強化します。【特別支援教育課、障がい者支援課】

- ・ 小・中学校に在籍する医療的ケア児の支援充実のため、「長野県医療的ケア児等支援センター」や圏域医療的ケア児等コーディネーターと特別支援学校が連携した相談支援を実施します。また、特別支援学校看護師等を対象にしている研修の機会を小・中学校の看護師にも提供します。【障がい者支援課、特別支援教育課】
- ・ 発達障がいのある児童生徒の状況を医療に的確に伝え、診断結果を踏まえた学校での支援を充実するため、発達障がいのある児童生徒の情報等を学校と医療機関とで効率的に共有する仕組みについて研究・発信します。【次世代サポート課、特別支援教育課】

Ⅱ 高等学校における特別支援教育の充実

1 特別支援教育に係る支援力の向上

目指す姿

すべての高等学校教員が、授業のユニバーサルデザインや合理的配慮に関する基本的な知識や障がいのある生徒も含めた多様な生徒を包みこむ支援方法を身につけており、すべての生徒が将来の目標に応じた適切な支援が受けられている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 中学校特別支援学級の約7割が高校に進学している。また、すべての県立高等学校に発達障がいの診断等がある生徒が在籍しており、特別支援教育に係る支援力の向上が求められている。(1)(2)
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制で支援していくことが求められているが、特別支援教育に係る専門的な知識や支援体制が十分とはいえない。(3)
- ・ 「高等学校特別支援教育地区別協議会」を10圏域で実施しており、研修の開催や情報交換を行うことにより特別支援教育に係る専門性の向上を図っている。(3)

取組の方向性

(1) すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上

- ・ 特別支援教育に係る基礎的な知識や支援方法について学ぶため、管理職研修・悉皆研修・校内研修等において、特別支援学校のセンター的機能や外部人材を活用した実践的・体験的な研修の充実を図ります。【特別支援教育課・高校教育課】

(2) 支援を必要とする生徒への合理的配慮の提供

- ・ 高等学校入学者選抜における合理的配慮の提供について、中学校と連携しながら個別の実態を踏まえ、適切に対応を行います。【高校教育課・特別支援教育課】
- ・ 支援が必要な生徒に対しICTを効果的に活用するため、長野県ICT教育推進センターによるICTを活用した授業実践について発信します。【特別支援教育課】
- ・ 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等のある生徒を支援するため、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援を行います。【特別支援教育課】
- ・ 聴覚障がいのある生徒の授業における情報保障のするため、遠隔パソコン文字通訳システムを導入して支援します。【高校教育課、特別支援教育課】

(3) 特別支援教育に関する「学校解決力」の向上

- ・ 全県の特別支援教育コーディネーターが参加する「高等学校特別支援教育コーディネーター連携協議会」に、福祉・労働等の関係者が参画し、地域と必要な連携を図りながら特別支援教育を推進するための実践力の向上を図ります。【特別支援教育課】

- ・ 特別支援学校の教育相談担当者や発達障がいサポート・マネージャー※1等が「高等学校地区別特別支援教育協議会」に参画し、各校における取組の情報交換や事例検討等を行い各校の実践力向上を図ります。【特別支援教育課】
- ・ 特別支援教育に関する専門性を有する人材を育成するため、計画的な特別支援学校との人事交流を行います。【高校教育課、特別支援教育課】
- ・ 高等学校における特別支援教育の充実を図るため、「高等学校校長会特別支援教育専門委員会」と連携して各校の授業のユニバーサルデザイン化の推進を図るとともに、「高校における特別支援教育のあり方検討ワーキングチーム」を設置して高等学校における特別支援教育推進のための方策について検討し具体化します。【特別支援教育課、高校教育課、学びの改革支援課、心の支援課】
- ・ 高等学校の再編・整備計画を進める中で、施設のバリアフリー化や特別支援校育の視点も取り入れた学校づくりについて検討し具体化します。【高校教育課、特別支援教育課】

2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備

目指す姿

中学校からの支援情報が確実に引き継がれる仕組みが整備され、生徒一人ひとりの実態に応じた支援が提供される仕組みが整い、持てる力を十分に発揮し将来の自立に必要な力を身につけている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 中学校特別支援学級の約7割が高等学校へ進学している中、支援が必要な生徒の情報を確実に進学先に伝え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援をしていく必要がある。(1)
- ・ 通級指導教室は3校に設置されているが、通級による指導が必要な生徒が確実に指導を受けられる体制を構築する必要がある。(2)
- ・ 特別支援学校高等部分教室は現在8校あり、そのうち高等学校に併設する分教室は5校あるが、双方の生徒にとって併設している良さを生かした教育活動の充実が求められている。(3)

取組の方向性

(1) 支援を必要とする生徒の中学校からの支援情報の確実な引き継ぎと支援の継続

- ・ 中学校からの支援情報を確実に引き継ぐため、「プレ支援シート」活用マニュアルや「合理的配慮」について正しく理解して実施するためのマニュアルを検討・作成しすべての職員に周知します。【特別支援教育課】

(2) 通級による指導の着実な展開

- ・ 発達障がい等支援が必要な生徒に対する支援充実のため、通級指導教室のニーズに応じた設置の検討と計画的な設置を行います。【高校教育課、特別支援教育課】

※1 発達障がいのある人への支援に携わっている人に対し、相談に応じ、助言等を行う発達障がいの専門家。平成27年度より、県内10の圏域にそれぞれ1名ずつ配置されている。

- ・ 通級指導教室における「自立活動」の指導を充実するため、特別支援学校の自立活動担当教員による巡回支援により助言を行います。【特別支援教育課】
- ・ 通級指導教室における支援力向上のため、「高等学校通級指導教室連絡会」を開催し運営方法や支援方法についての情報交換や研修を行います。また、小・中学校の通級指導教室担当者と合同での研修の機会を設けます。【特別支援教育課】

(3) 特別支援学校分教室との連携強化

- ・ 生徒同士が多様性を認め合い、互いを尊重する姿勢を育むため、生徒同士の協働的な活動により高等学校と高等部分教室との交流及び共同学習の充実を図ります。【特別支援教育課、高校教育課】
- ・ 高等学校の教員が特別支援教育に係る知識・支援方法を学んだり、分教室の教員が高等学校の職業科等の知識・支援方法について学んだりできるよう、双方の教育資源や教員の専門性を生かした学習の充実を図ります。【特別支援教育課、高校教育課】

3 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化

目指す姿

在学中から本人を中心とした支援ネットワークができており、卒業後も必要に応じて相談や支援を受けることができ、進路先や地域社会で自分らしく自立して豊かに暮らしている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 在学中だけでなく卒業後も必要な時に必要な支援が受けられるよう、在学中から就労・福祉等関係機関等と連携し、切れ目なく支援を継続していく必要がある。(1)
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学校の教育相談等と連携している学校もあるが、必要な時に必要が支援をうけるために、具体的にどのような相談先があるのかの情報共有が十分ではない。(2)

取組の方向性

(1) 卒業後の自立に向けた、在学中からの地域の相談支援機関との連携

- ・ 障がいのある生徒への就労支援にあたって、必要な支援が受けられるよう、特別支援学校のセンター的機能（特別支援学校就労コーディネーター※1 や進路指導主事等）による情報提供や支援ネットワークづくりへの助言を行います。【特別支援教育課】

※1 企業での障がい者雇用や、職業紹介業務といった経験を持つ方のスキルを活用し、働きたい願いがある生徒の実習先を開拓する。

(2) 地域の相談支援機関との連携

- ・ 「高等学校地区別特別支援教育協議会」において地域の支援体制を明確にし、外部人材をリスト化して共有します。【特別支援教育課】
- ・ 「高等学校地区別特別支援教育協議会」にスクールカウンセラー※1、スクールソーシャルワーカー※2、発達障がいサポート・マネージャー、特別支援学校教育相談担当者等の関係者が参画し、それぞれの役割分担や連携の仕方等を共通理解することを通して、高等学校を支える支援ネットワークを構築します。【特別支援教育課、心の支援課、次世代サポート課】

※1 児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、心理面でのサポートをする者

※2 福祉に関する専門的な助言を必要とするケースに介入し、関係機関との連携や調整を行う者

Ⅲ 特別支援学校における教育の充実

1 特別支援学校の教育環境の改善

目指す姿

特別支援学校の施設や設備について、関係者の希望・意見も踏まえた上で必要な整備が行われ、幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学びや共生社会の実現に向けた協働の学びが実現している。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 現在、特別支援学校は、建設後 30 年以上経過している学校が、県立 18 校中 14 校と老朽化が進むとともに、児童生徒数は、引き続き増加傾向にあり、教室の不足や手狭さといった狭隘化が顕著となっている。(1)(2)
- ・ 施設・設備の老朽化や不具合に対しては、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」※1や、同計画の個別計画である「中長期修繕・改修計画」※2に基づき計画的に整備を行ってきており、修繕に要する経費は平成 28 年度から、それまでの約 3 倍に増額した。また、施設の狭隘化へは、校舎の増築・分教室の設置・通学区の見直しなどで対応してきたが、増築棟を建設する校地も段々少なくなる中、抜本的な見直しが必要となっている。(1)(2)
- ・ これら課題に対応するため、令和 3 年 3 月に「長野県特別支援学校整備基本方針」を策定し、特別支援教育に係る学びの充実と、それを支える環境整備に関する基本的な考え方をまとめるとともに、令和 2 年 8 月策定の「長野県スクールデザイン 2020」※3に基づき、県立学校では、改築等を行う際、学習空間デザイン※4への配慮や ZEB※5の実現にも配慮して行うこととしている。(1)(2)
- ・ 全国的に特別支援学校の教室不足等が進む中、令和 3 年 9 月、「特別支援学校設置基準」が文部科学省令として制定。令和 4 年度以降順次施行されるため、同基準への対応が必要となっている。(1)
- ・ 特別支援学校の教育環境の整備に当たっては、幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた学びの実現や安全・安心で快適な学校生活を送れることのほか、共生社会の実現に向けた地域の住民・関係機関等との共学共創の推進、障がいの多様化・重度重複化への対応、災害発生時における対応等の視点も踏まえた整備が必要となっている。(3)(4)
- ・ 教職員の長時間労働が課題となる中、全ての教室で質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化・協業化・効率化を進め働き方を改善していく必要がある。(5)

※1 県が所有するすべての県有地・県有施設等を対象にした、公共施設等の管理に関する総合的な基本計画

※2 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を図るため、施設ごとに策定した計画

※3 学校を構成する空間（学習・生活・執務・共創）機能を高め、インクルーシブデザインの視点や地域との共生等も大切に、ハード・ソフト両方の改革を行う県立学校建替時に活用するもの

※4 これまでの画一的な校舎のつくりではなく、長野県特別支援学校整備基本方針に示された学びの改革を支えるための学習空間づくりをデザインすること。

※5 Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とする建物。

取組の方向性

- (1) 「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等【特別支援教育課】
- ・ 老朽化や狭隘化に課題がある特別支援学校について、「長野県特別支援学校整備基本方針」、国の「特別支援学校設置基準」、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」のほか、建物の状況、児童生徒数の将来推計、地域の教育環境等を踏まえ、必要となる整備を計画的に進めます。
 - ・ 長期的な視点に立った改築等に当たっては、特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学び、地域の方々や同年代の友との協働の学び、安全・安心で快適な学びを支える普通教室・特別教室・管理諸室・運動場等となるよう、保護者をはじめ学校関係者や有識者等の意見も早期から十分聞き取り、フロントローディング※1を重視した計画策定を行います。
 - ・ 「長野県スクールデザインプロジェクト」※2に基づき、多様な障がいや疾病を持つ幼児児童生徒のニーズに応じた新しい学びや共学共創を実現する上で、可動壁の設置やユニット単位による教室配置など、フレキシブルでダイナミックな活動ができるゆとりある快適な学習空間の実現、さらにはZEBや音環境、ユニバーサルデザイン等へ十分配慮されたものとなるよう、建築や教育の専門家等の意見も踏まえ検討を行います。
 - ・ 改築等に当たっては、ICT教育や医療的ケアの推進、様々な教育リソースの蓄積・活用、特別支援教育のセンター的機能など高い専門性が求められる学校の機能への施設面でのきめ細やかな対応に十分配慮します。
 - ・ 分教室の学習環境が児童生徒の教育ニーズに応じたものとなるよう、分教室設置校の協力を得て必要な整備をしております。また、高等学校に併設の高等部分教室については、高等学校再編整備に合わせて整備の検討を行います。
- (2) 「中長期修繕・改修計画」等に基づく応急的な視点に立った修繕・改修【特別支援教育課】
- ・ 長期的な視点に立った改築等の時期に達しない中での特別支援学校の施設・設備の老朽化や故障などの不具合に対しては、「中長期・修繕改修計画」に基づき、実態の詳細な把握に基づく計画的な保全措置により、幼児児童生徒の学習環境への配慮及び施設・設備等の長寿命化を図ります。
 - ・ 安全・安心で快適な学習環境を実現するため、普通教室や児童生徒が授業で使う特別教室等への空調設備、ニーズに応じたトイレの洋式化・多目的化について、設置、更新及び修繕を計画的に行います。
 - ・ 通学保障をするうえで必要なスクールバスについて、ニーズに応じた運行ができるよう新規購入や更新を計画的に行うとともに、児童生徒数の急な増加等に柔軟に対応し、運行するためのバスを配備します。

※1 プロジェクトの基本計画の段階から行政・使用者（学校や地域）・設計者が三位一体で合意形成を進める中、使用者のニーズを設計者に早期から伝えることで、設計の手戻りや手直しを減らし、適正な品質・コスト・工期をつくり込むこと。

※2 変化が激しく予測困難な時代であっても、多様な子どもたちが「個人と社会の well-being」を実現するために、一人一人の様々な学習ニーズに対応できる環境を整備し、多様な他者と共に学び、共に学校や地域を創っていく「共学・共創」を通して、「新しい社会を創造する力」を育むことを目的としたプロジェクト

(3) 地域と共生する学校の実現のための整備【特別支援教育課】

- ・ 地域と共生する学校を実現するため、地域連携室※1 や交流ゾーン※2 の設置等による共学共創の推進のほか、必要に応じ、市町村からの要請に基づく地域住民の避難所・避難場所としての利用を想定した整備を行います。

(4) 新たな感染症への対応【特別支援教育課】

- ・ 新型コロナウイルス感染症など新たな感染症から見えてきた課題に対応するため、三密回避に必要な学習空間の確保や、オンライン学習の推進等に必要な設備・機器の整備を進めます。

(5) 質の高い授業を実現するための学校における働き方改革の推進【特別支援教育課】

- ・ 教職員が心身の健康を保ち、やりがいを感じつつ子どもたちと向き合う時間を確保できるために、行事の見直し精選やICTを活用した校務効率化、教育業務支援員等の配置、校務支援システムの導入等による学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化を推進し、各校における働きやすい職場環境の整備を促進します。

2 多様な教育的ニーズに対応する専門性の更なる強化

目指す姿

専門性の高い人材による指導・支援のもと、個々の教育的ニーズに最も応じた教育が受けられ、自分の長所を伸ばし、自立と社会参加に向けて必要な力を習得できる。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 様々な行動特性や医療的ケア等、多様化する実態に対応するための、広範囲かつ高度な専門性や支援機能が必要であり、職務ごと役割を分担しながらチームで支援していくことで多様なニーズに応えていく必要がある。(1)(2)
- ・ 一人一台端末が整備され、電子黒板等のICT機器の整備が進んでいる。児童生徒一人一人が個々の力を最大限伸ばし、生涯にわたり社会との関わりを持ち、自分らしく学び・生活できるためのICT機器の有効な活用を進めていく必要がある。(1)
- ・ 個別の指導計画の様式が全県で統一され、児童生徒の実態把握や指導内容や指導方法についての理解が深まりつつある。また、各教科等を合わせた指導において、各教科等の指導内容を年間の授業計画に位置付けるシラバスの作成も進んでいる。引き続き学習指導要領も踏まえつつ、子どもの願いに寄り添った授業づくりをしていく必要がある。(1)
- ・ 寄宿舎を利用する児童生徒は減少傾向であるが、通学保障だけでなく社会的自立を目的とした利用について対応していく必要がある。(1)
- ・ 特別支援学校教員の免許状保有率は年々向上しているが、すべての教員の特別支援学校教諭免許状取得が求められている。(1)
- ・ 重度化・多様化する児童生徒一人ひとりの能力を伸ばすため、医療・福祉・教育等の外部専門家の助言を生かして専門的な指導を継続する取組を一層充実する必要がある。(1)(2)

※1 小中学校等の特別支援教育に関する対応力が向上するよう、小中学校等からの相談に対するコンサルテーション及び、理解の浸透や人材育成に繋がる職員研修等を行う校内部署。

※2 地域との相互理解が深まるとともに自己肯定感が高まるよう、劇発表や製品販売会、カフェ等を開催したり、音楽活動や生活単元学習等を一緒に行ったりするゾーン。

取組の方向性

(1) 自立活動等の更なる充実と専門性の向上【特別支援教育課】

- ・ 教員一人ひとりが自分の目指す専門性を高めることができるよう、「長野県特別支援学校教員育成指標兼セルフチェックシート」の活用を促進します。
- ・ 学級担任へのサポートや各校の専門性向上の推進を担う「専門性サポートチーム」の機能強化のため、ICTや行動支援、教育相談等分野別のリーダー教員を配置し、各校の相談支援や研修の充実を図ります。
- ・ 教員間で役割分担をしながら多様な教育的ニーズに応じるため、医療的ケア、重度重複障がい指導、センター的機能等の職務分野別に担当者が学び合う機会や、全県の特別支援学校職員が国や県からの情報提供や各校の専門性を生かした研修を行う全県研修等、教員が学び合う機会を創出します。
- ・ 長野県特別支援学校ICT活用推進担当者や長野県ICT教育推進センター（インクルーシブ教育部門）によるICTの効果的な活用についての研究・発信等により、児童生徒一人一人に応じた個別最適なICT活用を個別の指導計画に位置付け実践することを支援します。
- ・ 学習指導要領に示された育成すべき資質・能力について理解を深め、個別の指導計画を活用したPDCAサイクルによる授業づくりができるよう、「教育課程改善委員会」において研究・発信します。
- ・ 学校体制による人工呼吸器を使用している児童生徒への対応等、より安全安心な医療的ケアが実施できるように、引き続き特別支援学校における医療的ケア実施体制のあり方について検討を進め、学校看護師の確実な配置や指導医との連携を推進します。
- ・ 寄宿舎における多様な教育的ニーズに応じるため、引き続き寄宿舎指導員の支援力向上に係る研修を実施します。
- ・ 各学校の障がい領域の特別支援学校教諭免許状保有率の向上のため、通信教育等による免許の取得方法の紹介や、開催日や開催方法の工夫による受講しやすい免許法認定講習を実施します。
- ・ 児童生徒の多様な教育的ニーズに対応しチームで支援するため、教職員の拡充等、支援の充実について検討します。
- ・ 主に準ずる教育課程の特別支援学校の教科学習の充実のため、計画的な高校との人事交流を行います。【特別支援教育課、高校教育課】

(2) 外部人材の配置・活用【特別支援教育課】

- ・ 多様な障がいの状態に適切に対応した指導や生活支援の充実のため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士等の専門職配置について検討します。また、「外部専門家活用事業」を活用し、医療・福祉関係者等からの相談支援の機会や、スポーツ選手や文化芸術家との連携による授業の機会を引き続き創出します。

3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実

目指す姿

生徒が希望する進路の実現に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じたキャリア教育が受けられ、在学中から関係機関とのネットワークが構築されている。また、地域とのつながりの中で友との交流や、生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習が充実している。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 高等部卒業生の進路先は、約7割弱が社会福祉施設等で、約3割弱が一般就労で推移している。生徒一人一人に応じた進路を実現するためには、個に応じた関係機関との連携が必要である。(2)
- ・ 企業と連携した特別支援学校高等部技能検定(清掃部門・食品加工部門・喫茶サービス部門)は、年々参加者が増加しており、協力していただける企業も増えている。(1)(2)
- ・ 災害や感染症対策等、児童生徒にとって安全・安心な環境を整えるとともに、児童生徒の実態に応じた安全・防災教育を実施していく必要がある。(1)
- ・ 副次的な学籍に取り組む市町村が増えてきており、小・中学校と特別支援学校の児童生徒双方の学び合いを深めていく必要がある。(3)
- ・ 卒業後も地域の中で生き甲斐を持って生活していくために、卒業後の生活につながる学びや交流の場を提供していく必要がある。(4)

取組の方向性

(1) 地域と連携したキャリア教育の充実

- ・ 将来の自立と社会参加の実現のため、「キャリアパスポート」(自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するための自己評価ツール)を活用し、卒業後を見据えた一人ひとりに応じたキャリア教育を推進します。【特別支援教育課】
- ・ 障がいのある児童生徒が生涯にわたって地域とつながり、地域の中で自立と社会参加できるため、ニーズに応じて地域の人材を活用したり地域の中で学習したりする機会を創造し、学校と地域が協働して児童生徒の支援を行うことができる「県立特別支援学校版信州型コミュニティスクール」※1について研究・発信します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】
- ・ 大学等外部機関と連携し、個に応じた安全・防災教育を推進します。【特別支援教育課、保健厚生課】

(2) 生徒が希望する進路を実現できる支援の充実

- ・ 希望する進路を実現するため、在学中からのネットワークづくりと丁寧な移行支援(個別の教育支援計画等の活用)を推進します。【特別支援教育課、労働雇用課、障がい者支援課】

※1 信州型コミュニティスクール：①学校運営参画②学校支援③学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みを備えた、地域の特色を生かした実践を行う、学校と地域との協働活動を推進する学校。

- ・ 企業側の障がい者理解と受入を促進するため、地域の経済団体等と連携した学校見学の実施や、就労支援コーディネーターによるマッチング支援、実習先の拡充を推進します。【特別支援教育課、労働雇用課、障がい者支援課】
- ・ 生徒の「働きたい」という意欲を育て、「働く力」を高めるための、引き続き地域の企業等と連携したデュアルシステムによる現場実習の検討や特別支援学校技能検定の充実を図ります。【特別支援教育課】

(3) 交流及び共同学習の推進【特別支援教育課】

- ・ 同世代の友として将来にわたっての関わりを育む「副次的な学籍（副学籍）」の取組を推進するため、副学籍コーディネーター等により、各市町村教育委員会や小・中学校、地域住民に向けて好事例や配慮点について発信します。
- ・ 児童生徒同士が多様性を認め合い、互いを尊重する姿勢を育むため、交流提携校や高等学校と高等部分教室との交流及び共同学習の充実を図ります。

(4) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

- ・ 地域のスポーツや文化芸術活動、生涯学習等の関係機関との間で情報交換やネットワークづくりを行い、地域において卒業後の豊かな生活につながる様々な活動に親しむ学習活動を推進します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】
- ・ 障がいのある児童生徒が卒業後も生涯にわたって芸術文化に親しみ楽しむことができるように、「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」と連携して芸術文化に触れる機会を提供します。また、児童生徒やその保護者の障がい者スポーツに対する理解を深め、児童生徒が生涯にわたりスポーツに親しめるよう、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機として、関係機関と連携した体験会などの学習機会を提供します。【障がい者支援課、特別支援教育課】
- ・ 障がいのあるなしにかかわらず自然を活用した学習を推進するため、信州ユニバーサルツーリズムの推進と体験機会を提供します。【観光誘客課、特別支援教育課】

4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実

目指す姿

幼保・小・中・高等学校等が、特別支援学校の有する専門性を活用しながら、インクルーシブな教育を目指し、チームとして課題を解決している。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 幼保・小・中・高等学校からの相談件数は増加し続けている中、引き続き特別支援学級における自立活動の指導力向上のための支援や、地域の支援者との連携の仕方、保護者支援等についての助言が求められている。(1)
- ・ 視覚障がい・聴覚障がい・病弱・肢体不自由の特別支援学校は県内2校であるため、教育相談の対象の地域は広範囲にわたり、迅速な対応が難しい状況がある。(1)
- ・ 小・中学校における医療的ケア児が増加しており看護師の配置も進んでいるが、学校における安全・安心な医療的ケア実施のノウハウ等についての助言や、看護師等の研修機会が求められている。(1)
- ・ 各特別支援学校の専門性は、経験豊富で専門性の高い教員に支えられており、その専門性を次の世代の教員につなげていくことが課題である。(1)
- ・ 視覚・聴覚障がいのある幼児は、学齢期前の段階において、見ることや聴くことの基本となる力を獲得することが、その後の情報活用能力の育ちに大きく影響するため、早期に専門的支援を提供する必要がある。(2)

取組の方向性

(1) 小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるためのセンター的機能【特別支援教育課】

- ・ 特別支援学級における「自立活動」の指導力向上のため、引き続き自立活動担当教員等の小・中学校への巡回支援を行います。
- ・ 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱の特別支援学校（県内2校体制の特別支援学校）から遠隔地域に居住する4障がい種の児童生徒に対し、近隣の知的障がい特別支援学校と2校体制の特別支援学校が連携して、必要な専門性を担保しつつ継続的な支援を実施します。
- ・ 小・中学校における医療的ケア児に対する支援力向上のため、学校看護師や医療的ケア担当者への研修の場の提供や、「長野県医療的ケア児等支援センター」や圏域医療的ケア児等コーディネーターとの連携による相談支援の充実を図ります。
- ・ 特別支援学校におけるICTや行動支援等の研究成果や実践事例について、小・中・高等学校に向けて発信するとともに、要請に応じて相談支援等を実施します。
- ・ 教育相談担当教員等の専門性を担保・共有するため、人材育成のモデル研究を実施し、育成プログラムを作成して計画的に人材育成を推進します。

(2) 早期支援の充実（視覚障がい・聴覚障がいを中心に）【特別支援教育課】

- ・ 早期からの適切な支援を提供するため、視覚障がい特別支援学校・聴覚障がい特別支援学校における、早期支援指導員や早期教育相談員の配置による早期教育相談体制の充実と、啓発に努めます。

IV 共生社会づくりに向けた地域における連携や教育支援の充実

1 地域連携による支援の充実

目指す姿

「個別の（教育）支援計画」や「個別の指導計画」が作成され、就学、進学、就労先に切れ目なく引き継がれ、どのライフステージにおいても、医療・保健・福祉・労働・教育など関係機関が本人や保護者の伴奏者となり、相談や連携を通して支え続けている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 市町村において乳幼児健診等で発達障がい等の早期発見が進展しているが、その後ライフステージが変わっても必要な時に必要な支援が受けられるよう、市町村単位・広域単位での保健・医療・福祉等が情報を共有し連携して支える体制が更に必要になっている。(1)
- ・ 学校卒業後も学校での支援が途切れないよう、卒業後を支えるネットワークを在学中に作っておく必要がある。また、卒業後、どこに相談すればよいか分かるようにしておく必要がある。(1)(3)
- ・ ライフステージを通した切れ目ない支援を行うため、関係者で情報共有できる「個別の教育支援計画」を役立つものにする必要がある。(2)

取組の方向性

(1) 医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化

- ・ 地域の特別支援教育や障がい者支援に係る関係機関の更なる連携を進めるため、各地域における「特別支援教育連携協議会」の機能を有する組織の明確化と関係者への周知を図ります。【特別支援教育課、障がい者支援課】
- ・ 幼児教育におけるインクルーシブ教育の充実のため、「信州幼児教育支援センター」と連携したインクルーシブ教育に係る研修の機会を提供します。【学びの改革支援課・特別支援教育課】
- ・ 新生児聴覚スクリーニング検査等により発見された難聴児と保護者を支援するため、「長野県難聴児支援センター」と特別支援学校が連携した早期支援の充実を図ります。【保健・疾病対策課、特別支援教育課】
- ・ 小児慢性疾患や医療的ケア等の多様な相談内容に対応するため、小児慢性特定疾病児童等自立支援員や医療的ケア児等支援センター等と特別支援学校が連携した相談支援の充実を図ります。【保健・疾病対策課、障がい者支援課・特別支援教育課】
- ・ 発達障がい診療の専門家を各圏域に派遣して行われる「発達障がい診療地域連絡会」において事例検討や研修を行い、発達障がいに係る理解啓発や関係機関との連携強化を図ります。【保健・疾病対策課、特別支援教育課】
- ・ 地域の発達障がい児者支援の体制強化のため、圏域ごとに配置されている発達障がいサポート・マネージャーと小・中・高等学校との相談支援の充実を図ります。【次世代サポート課、特別支援教育課】

- ・ 発達障がいのある児童生徒の状況を医療に的確に伝え、診断結果を踏まえた学校での支援を充実するため、発達障がいのある児童生徒の情報等を学校と医療機関とで効率的に共有する仕組みについて研究・発信します。【次世代サポート課、特別支援教育課】〈再掲〉

(2) ライフステージ間の接続に当たっての確実な情報移行

- ・ 支援者が変わっても支援が確実に引き継がれるように、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」について、特別支援学校の巡回支援や小・中・高等学校の各種研修において、様式の紹介や作成・活用方法の周知を図ります。【特別支援教育課】

(3) 地域連携を通じた生涯にわたる学びの支援 〈再掲〉

- ・ 地域のスポーツや文化芸術活動、生涯学習等の関係機関との間で情報交換やネットワークづくりを行い、地域において卒業後の豊かな生活につながる様々な活動に親しむ学習活動を推進します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】
- ・ 障がいのある児童生徒が卒業後も生涯にわたって芸術文化に親しみ楽しむことができるように、「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」と連携して芸術文化に触れる機会を提供します。また、児童生徒やその保護者の障がい者スポーツに対する理解を深め、児童生徒が生涯にわたりスポーツに親しめるよう、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機として、関係機関と連携した体験会などの学習機会を提供します。【障がい者支援課、特別支援教育課】
- ・ 障がいのあるなしに係わらず自然を活用した学習を推進するため、信州ユニバーサルツーリズムの推進と体験機会を提供します。【観光誘客課、特別支援教育課】

2 就学相談・教育支援の機能強化支援

目指す姿

どの市町村においても、本人や保護者の教育的ニーズを関係者で共通理解し、適切な学びの場が提供されるとともに、児童生徒の変容に応じて柔軟に学びの場が見直されている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 通級指導教室の増設などにより学びの場の整備が進んでいるが、市町村ごと特別支援学級や通級指導教室の在籍率等に差異があり、特別な教育課程編成の実態把握や、就学判断プロセスについての関係者の共通理解が必要である。(1)
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級指導教室の利用児童生徒の一人ひとりの状況に目を向けて、適切な学びの場の見直しを検討する必要がある。(2)

取組の方向性

(1) 教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組

- ・ 就学相談に係る市町村関係者の情報共有・モデル事例の共有・課題検討をするため、「市町村教育支援（就学相談）関係者会議」を開催します。【特別支援教育課】

- ・ 市町村における就学相談・判断に必要な専門性の確保を支援するため、引き続き特別支援教育推進員による市町村支援を実施します。【特別支援教育課】
- ・ 保護者や関係者が就学先の決定や就学後の支援について見通しを持つため、研修会等で就学相談リーフレット等を活用し就学相談プロセスの周知を図ります。【特別支援教育課】

(2) 柔軟な学びの場の見直しの促進

- ・ 校内支援体制の強化や学びの場の見直しに対する理解促進のため、「適切な学びの場ガイドライン」を活用した研修方法の周知や、各種研修会等における研修の充実を図ります。【特別支援教育課】
- ・ 適切な学びの場の見直しを推進するため、通級による指導や特別支援学級で学んでいる児童生徒の状況を市町村教育委員会が定期的に把握し、必要に応じて相談支援や学びの場の見直しの検討につなげていく取組について、「市町村教育支援（就学相談）関係者会議」や「特別支援教育地区代表者会」等で好事例を発信します。【特別支援教育課】

3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進

目指す姿

障がいのある児童生徒への理解、多様性を包み込む社会（共生社会）についての理解が促進され、生涯にわたって地域とのつながりが途切れることなく社会参加できている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が令和4年4月に施行された。共生社会の実現のためには、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の考え方の浸透が不可欠である。(1)(2)
- ・ 「副次的な学籍」の取組が進んでおり、小・中学校と特別支援学校双方の児童生徒にとって有意義な「交流及び共同学習」をさらに推進していく必要がある。(2)
- ・ 特別支援学校においては、学校評議員会において地域の方々のご意見をいただきながら学校運営を行っている。さらに地域とつながり機会を増やし関りを深めていくためには、地域資源を活用する仕組みを考えていく必要がある。(2)(3)

取組の方向性

(1) 共生社会に向けた理解啓発活動の充実

- ・ 共生社会づくりへの理解を促進するため、「発達障がい支援力アップ出前研修」※1、「信州あいサポート運動」※2、「ヘルプマークの啓発活動」や「手話講座」を実施します。【特別支援教育課、障がい者支援課】

※1 発達障がい等があり、特別な教育的ニーズのある子どもたちに対して、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校において適切な支援が行えるように、教員等の発達障がいの知識や理解、技能を高めるための研修。

※2 障がいのある方が困っていることや障がいの特性に応じた必要な配慮について理解し、日常生活の中でちょっとした配慮を実践する、「あいサポーター」になるための研修。

(2) **地域とのつながりの中で障がいのあるなしにかかわらず、「共に育つ」機会の促進**

- ・ 障がいのあるなしにかかわらず同世代の友として将来にわたってのかかわりを育むため、「副次的な学籍（副学籍）」の好事例の発信をします。【特別支援教育課】
- ・ 児童生徒の多様な在り方を認め合い、尊重し合える社会づくりのため、特別支援学校と小・中・高等学校との学校間の「交流及び共同学習」を推進します。【特別支援教育課】
- ・ 学校と地域が協働して児童生徒の支援を行うため、特別支援学校における「地域交流スペース」（仮称）を活用し、地域とつながる学習活動を推進します。【特別支援教育課】
- ・ 障がいのある児童生徒が生涯にわたって地域とつながり、地域の中で自立と社会参加できるため、学校と地域が協働して児童生徒の支援を行い、ニーズに応じて地域の人材を活用したり地域の中で学習したりする機会を創造できる「県立特別支援学校版信州型コミュニティスクール」について研究・発信します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】〈再掲〉
- ・ 障がいのある人もない人も共に楽しむ県ポッチャ競技大会やパラ学（学校向け出張型体験事業）などの「パラウエーブ NAGANO プロジェクト」の取組を拡大することで、身近な地域においてスポーツを通じた共生社会の実現を促進します。【障がい者支援課】

(3) **生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実** 〈再掲〉

- ・ 地域のスポーツや文化芸術活動、生涯学習等の関係機関との間で情報交換やネットワークづくりを行い、地域において卒業後の豊かな生活につながる様々な活動に親しむ学習活動を推進します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】
- ・ 障がいのある児童生徒が卒業後も生涯にわたって芸術文化に親しみ楽しむことができるように、「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」と連携して芸術文化に触れる機会を提供します。また、児童生徒やその保護者の障がい者スポーツに対する理解を深め、児童生徒が生涯にわたりスポーツに親しめるよう、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機として、関係機関と連携した体験会などの学習機会を提供します。【障がい者支援課、特別支援教育課】
- ・ 障がいのあるなしに係わらず自然を活用した学習を推進するため、信州ユニバーサルツーリズムの推進と体験機会を提供します。【観光誘客課、特別支援教育課】